

王寺町自治会電子回覧板運用ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、王寺町がスパイラルローキヤス㈱が提供する電子回覧板「CHIKUWA!」を自治会に提供して、回覧物などの配布にかかる自治会役員の負担軽減とスピーディーな情報伝達を図り、地域活動に参加しやすい環境づくりを推進するための運用に関する基本的事項を定めるものである。

2 運用対象

(1) CHIKUWA!の運用対象は、次に掲げる団体とする。

- ア 王寺町
- イ 王寺町自治連合会
- ウ 自治会

(2) 自治会での利用については、自治会に加入する会員に限るものとする。

(3) 自治会での利用については自治会長の責任において利用するものとする。また、自治会長は電子回覧板の操作等を委任するため、電子回覧板担当者を選任することができる。なお選任する場合は、王寺町に「自治会電子回覧板担当者届」を提出するものとする。
(自治会長及び自治会電子回覧板担当者、以下 管理者という)

3 自治会からの情報配信に関する事項

(1) 自治会が回覧板機能を用いて配信する情報は、主として次に掲げるものとする。

- ア 王寺町が王寺町自治連合会及び自治会を通して依頼する広報物、回覧物等
- イ 自治会が独自に作成した広報物、回覧物等

(2) 自治会は役員等、特定の役割を持ったメンバーとの情報交換について、相談グループ機能を用いて相互に情報交換を行うことができる。

4 管理者の役割及び責任

管理者はCHIKUWA!を導入し、その運用に係る管理を行うとともに、安定した利用環境及び情報セキュリティの確保に努めるものとする。また、王寺町は円滑に情報配信を行うことができるよう、必要な環境の提供に努めるものとする。

5 利用者のマナー・アカウント管理

利用者は、地域コミュニティの健全な維持・発展のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が、利用登録をする場合は必ず個人名（実名）で登録するものとする。
- (2) 管理者は会員が自治会を退会した場合は、速やかに利用を停止させること。
- (3) CHIKUWA!内での情報配信、発言、投稿、コメント等にあたっては、対面でのコミュニケーションと同様に、互いを尊重し、礼儀正しい表現を心がけること。
- (4) 利用者は自身に付与されたログインIDおよびパスワードは、第三者（同一の自治会や班内の他の住民を含む）に譲渡・貸与・共有せず、自己の責任において厳重に管理すること。
- (5) 管理者は、役員交代等に伴い管理者が変更となる場合、速やかに王寺町に届出るとともに引き継ぎおよび権限の変更を行うこと。

6 禁止事項

利用者による情報配信、投稿、コメント等にあたっては、次に掲げる内容の配信を行ってはならない。

- (1) 政治活動・宗教活動に関するもの：特定の政党、公職の候補者、もしくは宗教団体を支持・公認・推薦・反対する目的、またはこれらへの勧誘を目的とした内容。
- (2) 営利・商業目的のもの：特定の企業・商店・個人の物品販売、宣伝、求人、その他商業目的の行為。
- (3) 誹謗中傷・プライバシー侵害に関するもの：特定の個人、団体、地域等を誹謗中傷し、名誉を毀損する内容、または他人の個人情報（住所、電話番号、顔写真等）を本人の同意なく無断で掲載する行為。
- (4) ハラスメント・差別的なもの：他者に対する嫌がらせ、脅迫、特定の住民に対する差別的表現、その他精神的苦痛を与える一切の内容。
- (5) 機密情報を含むもの、公序良俗に反するもの、または法令に抵触するおそれのある内容。
- (6) その他、王寺町が不適切と判断するもの。

7 違反時の措置および免責

- (1) 王寺町は、本ガイドライン（特に「6 禁止事項」）に違反したと判断した場合、事前に通知することなく、該当する投稿等の削除、またはアカウントの一時利用停止等の適切な措置を講じることができるものとする。

(2) CHIKUWA!の利用に関連して、管理者と利用者または第三者との間で発生したトラブルや紛争、損害について、王寺町は一切の責任を負わないものとする。当事者間で解決を図ること。また、CHIKUWA!からの各種通知（プッシュ通知、メール等）の不達、または受信の遅延によって生じた損害について、王寺町は一切の責任を負わないものとする。

8 セキュリティに関する事項

個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び王寺町情報セキュリティポリシーの規程を遵守し、取り扱いに十分に配慮する。

9 その他

(1) 自治会は、CHIKUWA!の利用にあたって当面の間、従来の回覧方法（紙）と併用するものとする

(2) 社会情勢の変化やCHIKUWA!の運用状況等を踏まえ本ガイドラインに規定した事項の見直しが生じたときは、王寺町が見直しを行うものとする。

附 則 このガイドラインは、令和8年8月1日から適用する。

以上の、ガイドラインを遵守して利用することを確認しましたので署名します。

令和8年 月 日

自治会名

自治会長名
